

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和4年10月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200399号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2200026号

第1 結論

昭和55年5月から昭和61年6月までの請求期間及び昭和62年11月から平成4年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年5月から昭和61年6月まで
② 昭和62年11月から平成4年8月まで

私は、昭和54年4月に勤務先を退職後、昭和55年5月頃にA市役所B出張所で国民年金の加入手続を行った。

また、私もしくは母が請求期間の国民年金保険料をA市役所B出張所で納付書により納付したか、又は私名義の銀行口座から口座振替により納付したと思うので、調査の上、記録を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和55年5月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、納付書又は口座振替により納付したと思う旨陳述している。

しかしながら、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入される前は、住民登録をしている市区町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出されていたところ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、国民年金番号が払い出された形跡はない。

また、オンライン記録によると、請求者が昭和51年4月1日に取得した厚生年金保険被保険者資格に係る厚生年金保険被保険者記号番号(*)に基づいて、平成9年1月1日に基礎年金番号が付番されているところ、当該基礎年金番号において、請求期間①及び②は、国民年金に未加入の期間であることから、請求期間①及び②は、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したとすれば、納付書又は口

座振替により納付した可能性があると思う旨陳述しているところ、請求期間①及び②の国民年金保険料の納付について、具体的な記憶はなく、請求期間①及び②の国民年金保険料の納付額についても、覚えていない旨陳述している。

加えて、請求者は、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付してくれた可能性がある旨回答及び陳述しているところ、請求者の母親は、既に亡くなっているため、当時の納付状況等を聴取することができない。

また、戸籍の附票により、請求者の住所地は昭和 39 年 10 月から現在まで、A 市であることが確認できるところ、請求期間の合計は 132 か月と長期間であり、同市において、これほど長期間にわたり同一人の国民年金に係る記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。